

山梨県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱

(通則)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の2の規定に基づく国民健康保険保険給付費等交付金（以下「保険給付費等交付金」という。）の交付については、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「交付金等省令」という。）、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調交省令」という。）、山梨県国民健康保険条例（平成29年山梨県条例第39号。以下「条例」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、算定政令、交付金等省令、調交省令、条例及び規則において使用する用語の例による。

(交付の目的)

第3条 保険給付費等交付金は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うことを目的とする。

(交付額)

第4条 保険給付費等交付金の交付額は、次条及び第6条に定めるとおりとする。

(普通交付金)

第5条 条例第2条第1項に定める普通交付金の交付額は、市町村による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費及び審査支払手数料等の支給に要した費用の全額に相当する額とする。

(特別交付金)

第6条 条例第2条第2項に定める特別交付金の交付額は、次に掲げる額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 国民健康保険特別調整交付金 条例第2条第2項第1号の規定により、算定政令第6条第6項第1号及び調交省令第6条の規定に基づき国が当該市町村における災害その他特別の事情に応じて交付する額とする。ただし、保健事業については、知事が別に定める基準に基づき算出した額とする。
- (2) 保険者努力支援制度交付金 条例第2条第2項第2号の規定により、国が当該市町村の取組に応じて交付する額とする。
- (3) 保険給付費等特別交付金 条例第2条第2項第3号の規定により、別表1に掲げる項目により、知事が別に定める基準に基づき算出した額とする。

なお、法第72条の2第1項の規定に基づき、県が繰り入れる額のうち、9分の3に相当する額は特別交付金の財源とし、残りの額は前条に規定する普通交付金の財源とする。

また、別表1に掲げる項目により、知事が別に定める基準に基づき算出した額が、各市町村に対して特別交付金として交付すべき額の総額を超えるときは、その超過額は、普通交付金の財源とする額を減額して特別交付金に充てるものとし、各市町村に対して特別交付金として交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、普通交付金の財源とする額に加算し、普通交付金に充てるものとする。

- (4) 特定健康診査等負担金 条例第2条第2項第4号の規定により、当該市町村の特定健康診査等費用額に応じ、別表2の種目ごとに、次により算出した額の合計額とする。

ア 別表2の第1欄に定める基準単価に基づき実施人数を乗じて得た額の合計額と、第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額

イ アにより選定された額に3分の2を乗じた額

(交付の条件)

第7条 保険給付費等交付金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 保険給付費等交付金の対象事業（以下「事業」という。）の内容を変更（知事定める軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した機械、器具のうち単価が50万円以上のもの及びその他の財産については、規則の規定により知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに保険給付費等交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県の国民健康保険に関する特別会計に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(申請手続)

第8条 保険給付費等交付金の交付の申請においては、市町村は、第5条及び第6条第1号から第4号までに掲げる交付金ごとに、交付申請書（様式第1号）に別に定める関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

第9条 保険給付費等交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合は、市町村は、第5条及び第6条第1号から第4号までに掲げる交付金ごとに、変更交付申請書（様式第2号）に別に定める関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第10条 知事は、第8条又は前条の規定による申請書を受理し適当と認めるときは、交付の決定を行うものとする。

(保険給付費等交付金の概算払)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定した範囲内において、概算払をすることができる。

(決定の通知)

第12条 知事は、市町村に係る保険給付費等交付金について交付決定又は交付決定の変更決定を行ったときは、当該市町村に対し第5条及び第6条第1号から第4号までに掲げる交付金ごとに、様式第3号又は第4号により、速やかに交付決定の通知を行うものとする。

2 算定政令第6条第5項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき市町村に係る保険給付費等交付金を減額する際は、当該市町村に対しその旨を通知するものとする。なお、減額する場合の弁明の機会の付与方法については、行政手続法（平成5年法律第88号）第三章に定めるところによる。

(状況報告)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、事業の遂行状況に関し、期日を定めて報告を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定に基づく報告を求められたときは、書面により報告しなければならない。

(申請の取下げの期日)

第14条 規則第8条第1項の規定により、申請の取下げは、交付決定又は交付決定の変更決定の通知を受領した日から20日以内とする。

(保険給付費等交付金の返還)

第15条 知事は、市町村に保険給付費等交付金を交付した後に当該交付金の全部又は一部を返還すべき事実を発見した場合、当該事実を発見した日が属する年度においてこれらの交付金を返還させ、又は保険給付費等交付金の額に充当することができる。

(実績報告)

第16条 この保険給付費等交付金の事業の実績報告においては、市町村は、当該年度の事業が完了したときは第5条及び第6条第1号から第4号までに掲げる交付金ごとに、実績報告書（様式第5号）に別に定める関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(保険給付費等交付金の額の確定の通知)

第17条 知事は、市町村に係る保険給付費等交付金について交付額の確定を行ったときは、市町村に対し第5条及び第6条第1号から第4号までに掲げる交付金ごとに、様式第6号によりに確定の通知を行うものとする。

(書類の整備等)

第18条 市町村長は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該交付対象事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 特別の事情により第4条、第8条、第9条及び第16条に定める算定方法、手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 山梨県国民健康保険調整交付金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県国民健康保険調整交付金交付要綱に基づき交付決定された調整交付金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

3 山梨県国民健康保険特定健康診査・保健指導費負担金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県国民健康保険特定健康診査・保健指導費負担金に基づき交付決定された負担金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1

分 類	配 分 項 目
医療費適正化	<ol style="list-style-type: none">1 医療費通知の実施2 レセプト点検体制の充実・強化に関する事業3 医療費動向等の把握・調査・分析に関する事業4 保健師による個別訪問等国保被保険者への指導徹底に関する事業5 生活習慣病予防教室等各種健康教室や健康相談等の保健事業
収納率向上	<ol style="list-style-type: none">1 保険料（税）収納率向上<ol style="list-style-type: none">①現年度収納率が2年連続して100%であること②前年度の現年度収納率が前々年度以上であること③前年度の過年度収納率が前々年度以上であること④前年度の現年度収納率が山梨県国民健康保険運営方針で設定した目標を達成していること2 嘱託徴収員の雇用や休日・夜間収納窓口の設置等収納対策事業
その他の特別の事情があるもの	国保財政に影響を与える状況があると知事が認めたもの（国の交付対象となるものは除く）

別表2

種目	健診形態	世帯区分	第1欄(基準単価)		第2欄(対象経費)
			基本項目	基本+詳細項目	
特定健康診査		一般世帯	5,004円	5,266円	特定健康診査の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金
		非課税世帯	6,435円	6,772円	
特定保健指導	支援区分		実施区分	基準単価	特定保健指導の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
	動機付け支援 ※1、※2	一般世帯	全て実施※3	5,910円	
			初回面接のみ※4	4,740円	
			実績評価のみ※5	1,170円	
	非課税世帯	全て実施	7,620円		
		初回面接のみ	6,090円		
		実績評価のみ	1,500円		
	積極的支援	一般世帯	全て実施	17,580円	
			初回面接のみ	7,020円	
			実績評価のみ	10,530円	
		非課税世帯	全て実施	22,590円	
			初回面接のみ	9,030円	
実績評価のみ			13,560円		

※1 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

※2 動機付け支援には、積極的支援対象者のうち「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」(平成25年厚生労働省告示第91号)第2の1(2)アに定めるところにより、動機付け支援相当(初回面接と実績評価の間の必要に応じた支援が180ポイント未満の場合)の支援を行った者を含む。

※3 当該年度内に初回面接から実績評価まで全て実施する場合

※4 ※3以外の場合(特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者や被保険者資格を喪失した者も含む)で、初回面接の終了まで

※5 ※3以外の場合(特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者や被保険者資格を喪失した者も含む)で、継続的支援の開始から実績評価の終了まで